

(別紙 1)

定第204号の許可の内容

- 1 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（秋三丁目）
- 2 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分  
イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分  
ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分  
エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

- 3 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

- 4 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。